

77請願

受理番号	第 5 号
受理年月日	令和 7 年 8 月 18 日



「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願書

紹介議員

横澤 殷一



2025 年 8 月 18 日

矢巾町議会議長 廣田 清実 様

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願書

提出者 岩手県盛岡市大通一丁目 1-16

岩手県教職員組合 いわて盛岡支部

支部長 青野 大祐



<請願の趣旨>

今、学校現場では、不登校の児童・生徒数が小・中・高等学校を合わせて 41 万人を超えるという深刻な状況が、文部科学省の 2024 年度調査により明らかになっています。小・中学校では 11 年連続の増加、高等学校においても過去最多となり、子どもたちの学びや成長の機会が脅かされています。加えて、子どもの貧困・いじめ・虐待・自殺・そして教職員不足、なり手不足など、教育を取り巻く課題は山積しています。さらに、教職員の長時間労働の実態も依然として改善されず、教材研究や授業準備といった教育の本質にかかわる業務に十分な時間を確保できない状況です。

このような中、次期学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の働き方改革の実現に深くかかわるものであり、その見直しが喫緊の課題となっています。とりわけ、現在の「カリキュラム・オーバーロード」（国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態）の状態を抜本的に改善するためには、指導内容の精選および標準授業時数の削減が必要不可欠です。

よって、地方自治法第 99 条の規定に基づき、下記の事項について国の関係機関に意見書を提出されるよう請願いたします。

<請願事項>

1. 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容の精選等を行い、「カリキュラム・オーバーロード」の状態を早期に改善すること。

※「カリキュラム・オーバーロード」とは

国の教育課程基準にもとづき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多（教育課程の過積載）になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態。

以上

衆議院議長 額賀福志郎 様
参議院議長 関口昌一 様
内閣総理大臣 石破茂 様 あて
財務大臣 加藤勝信 様
総務大臣 村上誠一郎 様
文部科学大臣 阿部俊子 様

矢巾町議会議長 廣田 清実

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書

今、学校現場では、不登校の児童・生徒数が小・中・高等学校を合わせて 41 万人を超えるという深刻な状況が、文部科学省の 2024 年度調査により明らかになっています。小・中学校では 11 年連続の増加、高等学校においても過去最多となり、子どもたちの学びや成長の機会が脅かされています。加えて、子どもの貧困・いじめ・虐待・自殺・そして教職員不足、なり手不足など、教育を取り巻く課題は山積しています。さらに、教職員の長時間労働の実態も依然として改善されず、教材研究や授業準備といった教育の本質にかかわる業務に十分な時間を確保できない状況です。

このような中、次期学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の働き方改革の実現に深くかかわるものであり、その見直しが喫緊の課題となっています。とりわけ、現在の「カリキュラム・オーバーロード」（国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態）の状態を抜本的に改善するためには、指導内容の精選および標準授業時数の削減が必要不可欠です。

よって、国においては、次の措置が講じられるよう、意見書を提出いたします。

記

1. 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容の精選等を行い、「カリキュラム・オーバーロード」の状態を早期に改善すること。

※「カリキュラム・オーバーロード」とは

国の教育課程基準にもとづき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多（教育課程の過積載）になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

7請願

受理番号	第 6 号
受理年月日	令和 7 年 8 月 8 日



ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める

意見書採択の請願書

紹介議員

横澤 駿一



2025 年 8 月 18 日

矢巾町議会議長 廣田 清実 様

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書採択の請願書

提出者 岩手県盛岡市大通一丁目 1-16

岩手県教職員組合 いわて盛岡支部

支部長 青野 大祐



<請願趣旨>

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の2021年施行により、公立小学校の全学年で学級編制基準が35人に段階的に引き下げられました。また、「公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法」の一部改正（2025年7月）により、附則に2026年度から中学校でも段階的に35人に引き下げられることが盛り込まれましたが、高等学校での早期引き下げも望まれています。岩手県においては、国に先だって2019年度から公立のすべての小・中学校で35人の学級編制となりましたが、高等学校の学級編制基準は未だ40人のままであり、引き下げには至っていません。

2024年4月4日公表の文部科学省による教員勤務実態調査（2022年度）集計【確定値】では、時間外在校等時間の月平均が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文科省指針）が示す上限の45時間を超えている教員が小学校で約65%、中学校で約77%、過労死ライン（80時間）を越える教員が、小学校で約14%、中学校で約37%に上ります。2016年度調査と比較すると、平日の在校等時間は減少したものの、自宅等へ持ち帰っての業務時間が増加しており、大きく改善されたとは言えず、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況です。それどころか、精神疾患による休職者の数は増加の一途をたどり、更に、病休者や産育休者の代替が見つからず、未配置状況が慢性化しています。子どもたちの多様化が一層進展するなどの状況下において、貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラー・性の不一致・保護者への対応など、学校現場で解決すべき課題もまた多様化していることが、教職員の長時間労働に拍車をかけている状況です。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制基準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

全国を見ると、自治体によっては独自財源で人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体の財政状況により義務教育に格差が生じています。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受け

られることが憲法上の要請です。教育の機会均等と水準の維持向上のためには、国が責任をもって地方自治体における教育予算を確保することが不可欠です。

こうした観点から、2026 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

記

< 請願事項 >

1. 高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、小・中学校におけるさらなる学級編制基準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源における教育予算の確保を国の責任において行うこと。

以上

意見書案第 号

衆議院議長 額賀福志郎 様
参議院議長 関口昌一 様
内閣総理大臣 石破茂 様 あて
財務大臣 加藤勝信 様
総務大臣 村上誠一郎 様
文部科学大臣 阿部俊子 様

矢巾町議会議長 廣田 清実

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書の請願について

<請願趣旨>

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の2021年施行により、公立小学校の全学年で学級編制基準が35人に段階的に引き下げられました。また、「公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法」の一部改正（2025年7月）により、附則に2026年度から中学校でも段階的に35人に引き下げられることが盛り込まれましたが、高等学校での早期引き下げも望まれています。岩手県においては、国に先だって2019年度から公立のすべての小・中学校で35人の学級編制となりましたが、高等学校の学級編制基準は未だ40人のままであり、引き下げには至っていません。

2024年4月4日公表の文部科学省による教員勤務実態調査（2022年度）集計【確定値】では、時間外在校等時間の月平均が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文科省指針）が示す上限の45時間を超えている教員が小学校で約65%、中学校で約77%、過労死ライン（80時間）を越える教員が、小学校で約14%、中学校で約37%に上ります。2016年度調査と比較すると、平日の在校等時間は減少したものの、自宅等へ持ち帰った業務時間が増加しており、大きく改善されたとは言えず、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況です。それどころか、精神疾患による休職者の数は増加の一途をたどり、更に、病休者や産育休者の代替が見つからず、未配置状況が慢性化しています。子どもたちの多様化が一層進展するなどの状況下において、貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラー・性の不一致・保護者への対応など、学校現場で解決すべき課題もまた多様化していることが、教職員の長時間労働に拍車をかけている状況です。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制基準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

全国を見ると、自治体によっては独自財源で人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体の財政状況により義務教育に格差が生じています。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。教育の機会均等と水準の維持向上のためには、国が責任をも

って地方自治体における教育予算を確保することが不可欠です。

こうした観点から、2026 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、意見書を提出いたします。

記

< 請願事項 >

1. 高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、小・中学校におけるさらなる学級編制基準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源における教育予算の確保を国の責任において行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。